

# 雇用ニュース

2023年10月



「古河公方公園 御所沼」((一社)古河市観光協会提供)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ! ◇◇

## － おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 . . . . . 2
- ・ 確認しよう、最低賃金! . . . . . 3
- ・ 業務改善助成金の制度が拡充されます! . . . . . 4～5
- ・ ハローワーク便り . . . . . 6～7  
(子育て中のママ・パパを支援する「マザーズ再就職準備アップセミナー」を開催しました!)  
(ハローワーク龍ヶ崎では「生涯現役支援セミナー」を毎月開催しています)
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 . . . . . 8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

茨城県の最低賃金は、  
令和5年10月1日から

**〔時間額〕953円** になります。

※最低賃金に関する問い合わせは、茨城労働局賃金室（Tel.029-224-6216）又は管轄の労働基準監督署まで。 ⇒3P

・対象事業場が拡大されるなど、  
「業務改善助成金の制度」が拡充されます！  
⇒4P、5P

## 県内の雇用情勢

### 令和5年8月 有効求人倍率 1.36倍

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。」

#### 新規求人の動き

- ①新規求人数 16,309 人  
前年同月比 3.8%減 3か月連続の減少
- ・フルタイム 10,237 人 前年同月比 1.6%増
  - ・パートタイム 6,072 人 前年同月比 11.8%減
- ②主要産業別の増減
- 増加: 宿泊業、飲食サービス業(前年同月比28.3%増)  
運輸業、郵便業(同12.1%増)
- 減少: 卸売業、小売業(同24.4%減)  
製造業(同7.0%減)

#### 新規求職の動き

- ①新規求職者数 7,305 人  
前年同月比 4.3%減 4か月連続の減少
- ・フルタイム 4,754 人 前年同月比 4.0%減
  - ・パートタイム 2,551 人 前年同月比 4.7%減
- ②年齢別の状況(常用求職者)
- ・34歳以下の申込状況  
2,024 人 前年同月比 6.2%減
  - ・60歳以上の申込状況  
1,768 人 前年同月比 0.3%減

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

#### 茨城県の有効求人倍率全国順位

茨城県 1.36倍 前月に比べて 0.01ポイント下降 (全国 17番目)  
全国 1.29倍 前月に比べて 0.00

#### 雇用保険の取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	2,114 件	前年同月比	0.3%減	4か月ぶりの減少
雇用保険受給資格者実人員	9,447 件	前年同月比	6.0%増	5か月連続の増加
雇用保険被保険者				
資格取得者数	9,501 件	前年同月比	4.2%増	3か月ぶりの増加
資格喪失者数	9,789 件	前年同月比	2.5%減	4か月ぶりの減少
うち事業主都合離職者数	524 件	前年同月比	35.4%増	6か月連続の増加

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

# 確認しよう、最低賃金!

事業者も、  
労働者も、  
お互いに。

会社員、パート、  
アルバイトの方、  
学生さんなど  
働く人すべての人と  
雇う人のためのルールです。

## 茨城県 最低賃金

令和5年  
10月1日 から  
時間額

953 円

前年比  
42円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

<p>WEBで 確認!</p> <p>最低賃金に 関する 特設サイト</p>  <p>最低賃金制度 <input type="text"/> 検索</p>	<p>最低賃金に関する お問い合わせは 茨城労働局または 最寄りの労働基準監督署へ</p>  <p>茨城労働局 <input type="text"/> 検索</p>	<p>賃金引上げ 特設ページ</p> <p>賃金引上げに向けた 支援策等を掲載しています。</p>  <p>賃金引上げ特設ページ <input type="text"/> 検索</p>	<p>中小企業事業者の皆さんへ</p> <p>業務改善 助成金</p> <p>最大 600万円を 助成</p>
--	--	---	---

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日  
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

# 業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

## 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



## 拡充のポイント

### ① 対象事業場の拡大

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が  
**30円以内**の事業場

例：地域別最低賃金が920円の地域において

事業場内最低賃金が  
**955円**（差額35円）  
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：  
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が  
**50円以内**の事業場

（先ほどの例）  
事業場内最低賃金が  
**955円**の工場

対象に！



差額が50円以内に拡大されたので、助成金が受けられるようになりました

### ② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：  
事前に以下2つの計画を提出  
・賃金引き上げ計画  
・事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画

賃上げ計画

を提出し、計画の審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）  
・計画に基づく賃上げの実施  
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>  
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・賃金引き上げ結果  
・事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画

賃上げ結果

### ③ 助成率区分の見直し

事業場内最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・  
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

## 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### （参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



## お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



(R5.8)

## 子育て中のママ・パパを支援する 「マザーズ再就職準備アップセミナー」を開催しました！



ハローワーク古河は、9月22日（金）に当所会議室において、子育てと仕事を両立させたいと考えているママ・パパを対象とした「マザーズ再就職準備アップセミナー」を開催しました。

当日は急な欠席者があり参加人数は2名となりました。「面接準備対策」をテーマとして、「面接の意義と重要性」、「面接の準備とマナー」などについて説明しました。希望者には、後日となりますが「模擬面接」も実施していますので、是非お申し出ください。

また、マザーズのセミナーではお子様連れを歓迎します。お子様もママ・パパの隣に座り、当所で用意したお絵描きセットやおもちゃで遊びながら、セミナーと一緒に参加できますので、ご安心ください。

参加者からは、「大変参考になった」、「わかりやすいお話ありがとうございました」、「自己PR等は事前に考えておこうと思う」といった感想をいただきました。

当所では、子育てしながら就職を希望される方を対象としたマザーズコーナーを設置しています。マザーズコーナーでは、予約制・担当者制によるきめ細かなサポートを行っています。専用の個室にはキッズコーナーがあり、お子様連れでも利用しやすい環境を整えています。

また、マザーズコーナーでは毎月3回セミナーを開催しています。セミナーの内容は、今回の「面接準備対策」のほか、「自己分析」、「書類選考対策」、「求人票・社会保険・労働法」といったテーマもあります。今後は自宅にいながら受講可能な「オンラインセミナー」の開催も予定しています。

マザーズコーナーの利用やセミナーの受講申込については、下記の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

【連絡先】ハローワーク古河 マザーズコーナー  
電話：0280-32-0461（代表）



### 「マザーズハローワーク（コーナー）」のご案内

茨城県内には、ハローワーク古河のほか『ハローワーク水戸』、『ハローワーク日立』、『ハローワーク土浦』、『ハローワーク龍ヶ崎』、『ハローワーク常陸鹿嶋』の計6か所にあります。

お近くのマザーズハローワーク・マザーズコーナーにお気軽にお問い合わせください。

#### ❖主な支援メニュー

- ① お子様連れでも安心してご利用できます  
おもちゃ、絵本のあるキッズコーナー、ベビーベット、ベビーチェアなど
- ② 担当者が一人ひとりに就職支援  
専用相談ブースで、一人ひとりの状況に応じた就職活動をサポートします。
- ③ 子育てに関する情報の提供  
保育情報や子育て支援サービスなど、お仕事以外の情報も提供しています。

## ハローワーク龍ケ崎では『生涯現役支援セミナー』を毎月開催しています

ハローワーク龍ケ崎では、高齢者（概ね60歳以上）の求職者を対象に「生涯現役支援セミナー」を、当所「生涯現役支援窓口」のアドバイザーが講師となり、偶数月にパート①、奇数月にパート②を実施しています。

パート①では、人生100年時代を迎えた日本が高齢者の力を必要としている状況・年金等の社会保障制度の概要・高齢者の働き方には多くの選択肢があること・求職活動の準備等についてお話ししています。

パート②では、実際の求職活動の進め方について、今までのキャリアを振り返り、自身の経験やスキルを見える化すること・生涯現役窓口支援者の就職事例の紹介・高齢者ならではの応募書類の書き方や面接のポイント等をお話ししています。

セミナー終了後のアンケートでは、「シニアの状況や社会保障（特に年金）について理解することができた」「今後の働き方、選択肢について考えることができ、有意義だった」（パート①）、「キャリアの棚卸し・ポータブルスキル等自分のこれからを考える上で大変参考になった」「求職活動のポイントがわかりやすい説明だった。事例等の具体的なエピソードも理解の一助となった」（パート②）などの感想をいただいています。

普段の「生涯現役支援窓口」における職業相談では、年金受給までの期間や受給後も年金だけでの生活には不安があり、経済的な面からの就業の必要性もさることながら、「社会とつながりたい」「自分の経験や知識を役立てたい」「とにかく何かしたい！」という求職者の方々の強い就業意欲を感じています。

「生涯現役支援セミナー」は、そんな意欲あふれる求職者の方々に役立つような情報を提供し、励まし、応援することで、自身の「これから」について気づき・考え、求職活動に対するモチベーションを高めていただくことを目的として実施しています。

また、ハローワーク龍ケ崎では「生涯現役支援セミナー」の他「書類選考対策セミナー」「面接対策セミナー」の計3セミナーを管内の龍ケ崎・牛久・取手の各市役所と連携して各市の公共施設において開催し、求職者への支援を充実させています。



茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 34歳以下 の者	うち 60歳以上 の者	求人全数	求職全数		
2年度月平均	16,389	3,328	12,870	8,191	2,282	1,955	46,363	36,398	2,224	9,184
3年度月平均	18,111	4,049	13,865	8,091	2,237	2,055	51,492	37,401	2,225	8,386
4年度月平均	18,828	4,072	14,507	8,033	2,114	2,176	54,290	36,459	2,278	7,744
4年4月	18,961	4,101	14,531	10,442	2,585	3,492	53,226	39,554	2,411	6,714
5	16,748	3,654	12,873	8,914	2,313	2,580	52,367	40,065	2,347	7,465
6	20,432	4,623	15,571	8,019	2,262	1,959	54,296	39,007	2,383	8,037
7	18,789	4,120	14,425	7,164	2,052	1,787	53,977	37,032	2,088	8,272
8	16,961	3,777	12,961	7,632	2,157	1,773	54,237	36,445	1,992	8,911
9	18,416	4,320	13,824	7,716	2,133	1,865	52,908	36,179	2,185	8,400
10	19,789	4,245	15,282	7,432	2,025	2,003	53,079	36,092	2,147	8,124
11	18,238	3,884	14,132	6,842	1,817	1,744	54,382	34,847	2,034	7,967
12	17,208	3,798	13,086	5,476	1,450	1,392	53,389	32,220	1,859	7,427
5年1月	21,154	4,399	16,572	8,198	2,052	2,235	54,946	32,818	1,662	7,373
2	20,826	4,049	16,641	9,303	2,199	2,588	57,487	35,312	2,301	7,072
3	18,411	3,893	14,189	9,257	2,325	2,695	57,189	37,936	3,921	7,160
5年4月	16,715	3,726	12,825	10,455	2,503	3,603	51,148	38,743	2,578	6,960
5	16,878	3,483	13,203	8,776	2,098	2,737	48,500	39,214	2,266	8,086
6	17,348	3,900	13,257	7,564	2,001	2,005	48,967	38,318	2,245	8,524
7	17,209	3,806	13,302	7,120	1,859	1,855	49,381	36,706	1,922	9,051
8	16,309	3,616	12,583	7,305	2,024	1,768	49,172	36,200	1,821	9,447
9										
10										
11										
12										
6年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
2年度月平均	2.00	1.89	1.27	1.10	▲13.9	▲20.8	▲4.2	▲1.8	▲17.6	▲16.8	23.4	22.5	199	2.9
3年度月平均	2.25	2.09	1.38	1.16	10.5	9.8	▲1.2	0.1	0.04	1.5	▲8.7	▲8.7	191	2.8
4年度月平均	2.37	2.31	1.49	1.31	4.0	9.3	▲0.7	▲0.1	2.4	▲1.3	▲7.7	▲6.7	178	2.6
4年4月	2.34	2.20	1.44	1.24	2.6	12.3	▲8.6	▲3.6	▲8.6	▲8.1	▲12.4	▲15.8	188	2.5
5	2.23	2.24	1.47	1.25	17.2	17.2	11.2	15.4	6.5	2.2	▲7.8	▲1.6	191	2.6
6	2.53	2.24	1.48	1.27	7.7	12.0	▲2.3	3.3	▲3.1	▲0.4	▲10.9	▲4.3	186	2.6
7	2.35	2.32	1.49	1.28	4.4	12.8	▲5.0	▲5.0	▲5.9	▲2.3	▲11.5	▲9.6	176	2.6
8	2.33	2.30	1.50	1.31	8.9	15.1	0.4	1.3	6.9	2.2	▲5.4	▲4.4	177	2.5
9	2.41	2.30	1.49	1.32	5.7	9.8	0.8	1.7	3.9	▲1.9	▲7.4	▲5.5	187	2.6
10	2.44	2.33	1.50	1.34	▲2.6	7.9	▲12.3	▲6.3	0.8	▲3.3	▲5.3	▲4.5	178	2.6
11	2.42	2.38	1.52	1.35	▲0.1	8.7	▲6.4	▲6.4	▲5.0	▲5.6	▲8.4	▲5.8	165	2.5
12	2.44	2.38	1.52	1.36	0.0	4.8	▲4.4	▲6.4	▲11.8	▲7.3	▲9.1	▲5.3	158	2.5
5年1月	2.39	2.38	1.50	1.35	▲2.9	4.2	▲2.7	▲2.7	▲7.4	▲6.1	▲5.7	▲2.9	164	2.4
2	2.31	2.32	1.52	1.34	16.5	10.4	16.7	5.8	10.9	5.1	▲4.8	▲1.3	174	2.6
3	2.19	2.29	1.46	1.32	▲3.9	0.7	5.9	▲3.9	32.2	7.1	▲2.0	▲1.0	193	2.8
5年4月	2.02	2.23	1.41	1.32	▲11.8	▲0.9	0.1	▲3.2	6.9	▲0.7	3.7	0.8	190	2.6
5	2.38	2.36	1.39	1.31	0.8	3.8	▲1.5	▲0.8	▲3.5	0.5	8.3	▲3.0	188	2.6
6	2.24	2.32	1.35	1.30	▲15.1	▲2.1	▲5.7	▲4.9	▲5.8	▲4.4	6.1	▲4.2	179	2.5
7	2.21	2.27	1.37	1.29	▲8.4	▲2.5	▲0.6	0.5	▲8.0	▲2.0	9.4	6.0	183	2.7
8	2.29	2.33	1.36	1.29	▲3.8	1.0	▲4.3	▲2.4	▲8.6	▲2.4	6.0	3.4	186	2.7
9														
10														
11														
12														
6年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数の「うち34歳以下の者」、「うち60歳以上の者」とは、パートを含む常用。  
 3. ▲印は減少を示す。  
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。  
 5. 令和4年12月以前の季調値は令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。  
 6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。